

6月17日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 " | 中 嶋 登 君 | 10 " | 山 城 峻 一 君 |
| 3 " | 塚 田 舞 君 | 11 " | 祢 津 明 子 君 |
| 5 " | 水 出 康 成 君 | 12 " | 大日向 進 也 君 |
| 6 " | 宮 入 健 誠 君 | 13 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 " | 中 村 忠 靖 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 " | 星 哲 夫 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 会 計 管 理 者 | 竹 内 優 子 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| D X 推 進 室 長 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 原 卓 君 |
| 財 政 係 長 | 川 島 徳 夫 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋 勉 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 工業の町「坂城町」についてほか 宮 入 健 誠 議員

(2) 町民の健康対応についてほか 中 村 忠 靖 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、6番 宮入健誠議員の質問を許します。

6番（宮入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

改めまして、おはようございます。私たち1期目の議員も、早いもので初当選から1年が経過し、議会定例会も一巡し、議会の流れが見えてきました。一般質問も今回が5回目となりますが、思い返しますと、初回から先輩議員の皆様にはご指導をいただきながら、何とかここまで来ました。改めて御礼を申し上げるとともに、今後においても初心を忘れず、町民からの負託を背に頑張ってまいりたいと思います。

さて、6月も中旬を過ぎ、早いもので今年の半分を終えようとしています。今年のこれまでも振り返りますと、政治・経済を中心に何十年ぶりの出来事などと大きな事故等が見られました。まず1月1日には、石川県能登半島を中心とする震度7を観測する大規模地震が発生し、既に5か月以上が経過いたしました。復興に向けた取組は少しずつ見られる中、5月31日付の信濃毎日新聞は、大きな被害を受けた石川県内の上水道、輪島、珠洲の両市にて1,900戸の断水は依然として続くものの、最大11万戸に影響が及んだ断水がほぼ解消されると報じました。

能登半島では、浄水場の機能が失われたり、地中に埋まる送水管が損傷したりする被害が相次いだことから、国は当初3月末の復旧を目指しましたが、道路事情の悪さなどから漏水箇所の確認や修理に時間を要し、さらに2か月の遅れを余儀なくされました。このことは、当坂城町においても、地震並びに災害時の教訓として学ぶ必要性を感じました。

翌2日には、羽田空港の滑走路にて日本航空の旅客機が着陸直後に海上保安庁の航空機と衝

突、炎上するという想像し得ない大惨事の事故が発生しました。

2月に入りまして、2月22日には、1月より活発な動きが見られた東京株式市場にて日経平均株価がバブル経済期だった1989年12月29日の水準を上回り、34年ぶりに史上最高値をつけました。

3月16日には、北陸新幹線が金沢から敦賀までの区間が延伸、開業いたしました。1973年の整備計画決定から半世紀を超えて新幹線網が福井県に広がりました。新幹線の開業は、2022年9月の西九州新幹線による武雄温泉から長崎間以来となりました。

さらに3月19日、日銀は、金融政策決定会合でマイナス金利政策を含む大規模緩和の解除を決めました。このことは、2007年2月の利上げ以来17年ぶりの利上げとなりました。

3月24日、大相撲春場所において新入幕の尊富士が初優勝を果たしました。新入幕の優勝は、大正時代の1914年、両国以来110年ぶりの快挙となりました。また、初土俵から所要10場所での制覇は、年6場所制となった1958年以降、付出を除いて最速にて達成されました。日本相撲協会によりますと、大銀杏が結えない力士の優勝も初めてとのことでありませぬ。

さて、4月に入りますと、値上げ、医師、物流ドライバー、建設作業員に残業規制を適用する働き方、企業活動が変更となり、医療、生活、教育、金融と多方面においても家計への負担が増大することとなりました。

以上、出来事の一部を紹介しましたが、時間の流れの速さ、想定外の出来事、久方ぶりの出来事等に驚きを感じ、これまで以上に先行き不透明感が多い今年前半だったと思います。

さて、これより質問に入ります。質問表題は3項目ありますので、順次お聞きします。

1. 工業の町「坂城町」について

私は、学校を卒業と同時に1979年4月に町内企業に就職し、40年間勤務いたしました。入社当時から坂城町のイメージは工業の町であり、多くの企業を中心に町が動いていた記憶があります。在職から退職後を含めると、既に45年以上が経過しました。そこで、現在の町内企業の現状についてお聞きします。

イ. 町内の製造業の企業数及び従業員数の推移について

- 1、直近10年間の町内製造企業数と従業員数の推移は。
- 2、居住地、従業地別の推移状況について。

ロ. 法人町民税の推移について

- 1、直近10年間の法人町民税の推移の状況は。
- 2、法人町民税が町財政に及ぼす影響について。

ハ. テクノセンターについて

- 1、町におけるテクノセンターの位置づけについて。

- 2、企業の研究開発への支援状況は。
- 3、試験計測機器の配備の状況は。
- 4、子どもたちへのものづくり教育の状況は。
- 5、これからの目指す内容と役割は。

最後に、ニ．企業の動向について

- 1、企業との情報交換の状況は。

2、企業の活性化に対する町としての取り組むべき内容は。特に、2については、今年は春闘にて高水準の回答がなされ、満額以上の回答の企業も報告されました。そんな中、3月8日付の信濃毎日新聞では、2023年に県外から県内に本社機能を移転した企業と、県外に転出した企業が共に18社であったと報じました。転出は、昨年比13社の増、また2013年以降、転入が転出を上回る転入超過が続いてまいりましたが、11年ぶりにストップとなりました。

また、3月2日の同紙においては、2025年卒業の学生に対する採用説明会が3月1日に解禁となり、強まる学生の売手市場の傾向は、昨年にも増して今年も同様となり、企業は人材確保に躍起と報じました。

一方、4月2日の同紙では、日銀松本支店が1日に発表した3月の県内企業経済観測調査（短観）で、ポイントとして、1、全産業の業況判断指数は2四半期連続で悪化、2、製造業は2四半期連続で悪化、さらに5四半期連続でマイナス圏となり、特に自動車関連の受注減などで悪化し、全体を押し下げたとのこととあります。

以上のことから、町内企業においても人員不足、業績の変動など、多くの問題を抱えていると考えられますので、町としての取組の状況をお聞きします。

以上の質問について、答弁をお願いいたします。

商工農林課長（北村君） 私からは、工業の町「坂城町」についてのご質問のうち、イの町内の製造業の企業数及び従業員数の推移について、ハのテクノセンターについて、ニの企業の動向について順次お答えさせていただきます。

最初に、町内の製造業の企業数及び従業員数の推移について、工業統計調査及び経済センサス調査、町独自で行った従業員数3人以下の事業所調査の結果に基づき、お答えいたします。

なお、事業所数及び従業員数が公表されている最新のデータが令和3年でありますので、令和3年を基準とし、5年前の平成28年、10年前の平成23年のデータでお答えいたします。

平成23年の事業所数は247社で、従業者数は5,044人でありました。平成28年は221社、5,929人、令和3年は197社、6,167人と10年前と比較し、事業所数は50社減少しているものの、従業者数は1,123人増加している状況です。

続いて、居住地、従業員地別の推移状況につきましては、平成22年と令和2年の国勢調査の

結果に基づき、お答えいたします。

平成22年と令和2年のいずれにおいても、町外からの流入が町外への流出を上回っている状況で、平成22年は714人、令和2年は1,356人の流入増という結果となっております。

他市町村に居住し、坂城町で働く就業者は、平成22年と令和2年を比較すると、10年間で4,044人から4,543人へ約12%増加しています。

居住地別に就業者数の推移を平成22年と令和2年と比較すると、長野市からの就業者数は607人から686人に、上田市からの就業者数は1,501人から1,774人へとそれぞれ増加しています。また千曲市からの就業者数につきましても1,692人から1,754人へと増加しています。

一方、坂城町に居住し、他市町村で働く就業者は、平成22年と令和2年を比較すると、3,330人から3,187人へと約4%減少しており、従業地別に見ますと、上田市への就業者数が最も多くなっていますが、就業者数は10年前と比較し、長野市、千曲市、上田市のいずれも減少しています。

続いて、テクノセンターについてのご質問にお答えします。

さかきテクノセンターは、平成4年の設立当時、既に問題視されていた技術や情報の高度化、国際化、人口減少による担い手・人材不足など、町内企業がさらに発展するための課題を解決するため、技術の高度化や試験・計測事業の支援、人材育成、企業間交流のほか、大学等の研究機関・支援機関との連携、情報提供など様々な支援を行うためのものづくりのまちの中核施設として位置づけられ設立されたものであり、この主目的、位置づけは、今日に至るまで継続されております。

次に、企業の研究開発への支援状況であります。テクノセンターでは、センター長を含め計3名のコーディネーターが配置され、町内企業からの技術・開発に関する相談に随時対応しているほか、金属3Dプリンターなど最先端の機器を導入し、この特性や活用の道について企業との共同研究を行うなど、様々な形での研究開発支援が実施されているところでございます。

また、試験・計測機器の配備状況につきましては、先ほど申し上げました金属3Dプリンターのほか、樹脂の3Dプリンター、三次元測定器、非接触の三次元測定器、蛍光エックス線分析装置、真円度測定器、精密万能試験機など、18種の機器を備え、企業の共同利用に供しているほか、センターに常駐する検査・測定員による受託測定が行われております。

令和5年度の試験・計測機器の利用状況といたしましては、企業の共同利用が、これは企業の社員が自身で機器を使用するものであります。年間を通じて157件、また、センターの検査員による測定受託の件数は238件と、合計395件の利用がありました。

続いて、子どもたちへのものづくり教育の状況についてであります。テクノセンターでは、

毎年夏に町商工会工業部会との共催により、町内小学校児童を対象にした、ものづくり体験教室を開催しているほか、モノづくり展の開催などを通じ、未来のものづくりのまちを担う子どもたちに、ものづくりの楽しさや、町内企業の高い技術力を実感してもらうための取組が行われております。

続いて、テクノセンターのこれから目指す内容と役割についてであります。設立から30年を経過する中で、社会情勢や企業ニーズの変容に合わせ、支援の形も徐々に変化をさせてきておりますが、近年、製造業企業にとっても特に注目されているテーマとして、持続可能な社会の実現に向けた、ゼロカーボン・脱炭素社会への動きが挙げられます。

この動きに合わせ、テクノセンターでは令和4年度からの新たな支援事業として、県工業技術総合支援センターとの共同により、町内企業のカーボン排出量削減のための事業を展開しているほか、設立30周年を記念する重点事業として、テクノセンター建物の一次エネルギー消費量を25%以下に削減するNearlly ZEB改修を行い、この改修前後に得られるデータやノウハウを町内企業と共有しながら、町内企業と、そして地域全体の脱炭素化を支援・牽引するためのさかきテクノセンターZEB化事業が進められております。

現在、国への補助金申請を行っており、審査の結果を待つところでありますが、結果が得られ次第、直ちに事業を進められるよう、必要な準備が進められていると伺っております。

ものづくりのまちさかきを象徴するテクノセンターが脱炭素化に取り組んでいくことは、ものづくりのまちのゼロカーボン化という大きな波に向かうフラッグシップとしての波及効果も期待するところでありますので、町といたしましても、引き続きテクノセンターへの支援を継続していきたいと考えております。

次に、二の企業の動向について、企業との情報交換の状況についてお答えします。

町内企業の皆さんとは、さかきテクノセンターやテクノハート坂城協同組合、坂城町商工会、坂城町労務管理協議会、テクノさかき工業団地組合など、様々な工業団体の理事会や総会、それぞれの団体の事業において、企業の代表の方や総務人事部門の方を中心に社員の皆さんとお会いする機会が数多くあり、そうした際に情報交換をさせていただいております。

また、毎年11月に開催される地域経済振興懇話会では、町内企業の皆様から、各社の状況について報告していただいているほか、3か月ごとに町内企業20社を対象に行っている企業経営状況調査においても、各社の生産量や売上げ、雇用状況に加えて、各社におけるトピックスを記載していただくスペースを設ける中で、情報収集に努めております。

さらに、町と町商工会、テクノセンター、テクノハートの商工4団体におきましては、毎月、定例の打合せ会を開催しており、その際にも各団体が企業から直接得た情報についても情報共有しているほか、課題解決に向けた対応等についても協議しております。

続いて、企業の活性化に対して、町として取り組むべき内容についてお答えいたします。

町に対する企業のニーズといたしましては、金融支援などの経営安定支援、技術の高度化、技術革新への支援、工業用地の確保支援、人材確保の支援など多岐にわたります。先ほども答弁させていただきましたが、今年度進めているさかきテクノセンターZEB化事業は、企業の共通課題である、ゼロカーボン・脱炭素社会に向けた取組であります。こうした企業ニーズを把握し、町商工会、さかきテクノセンター、テクノハート協同組合とともに連携する中で、国や県の支援も活用しながら、今後も企業の活性化、坂城町の工業振興に努めてまいりたいと考えております。

総務課長（伊達君） 工業の町「坂城町」について、私からは、ロ. 法人町民税の推移についてお答えいたします。

初めに、直近10年間の法人町民税の推移の状況はのご質問であります。平成26年度からの法人町民税の決算額と当時の状況につきましても、併せてお答えいたします。

まず、平成26年度の直前5年間ににつきまして若干触れさせていただきますと、平成20年9月にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破綻から連鎖的に世界の金融危機を招いたリーマン・ショックによる影響の長期化に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災により経済活動が停滞する中、当町の法人町民税収は大変厳しい状況が続いておりましたが、ようやく回復を見せたのが平成26年度でありました。

平成26年度の法人町民税決算額は、円安などの追い風も受け、前年度から3億4,200万円の増となる約5億4,800万円、翌27年度は約6億7,500万円となり、リーマン・ショック前までの税収に近づいてまいりました。

28年度は、国の税制改正により、法人の事業開始年度が26年10月以降にかかる法人町民税法人税割の税率を2.6%引下げ、11.9%としたことに加え、企業の大型投資等の影響により、法人町民税は2億5,500万円減の約4億2千万円となりましたが、その後は、企業の好調な業績に支えられ、29年度が約4億3,500万円、30年度が約6億3,100万円、令和元年度が約5億6,900万円と堅調に推移をしてまいりました。

しかしながら、令和元年10月の令和元年東日本台風災害や、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う経済情勢の悪化に加え、こちらも国の税制改正に伴うものになりますが、10月以降に開始する事業年度の法人町民税法人税割の税率を8.2%に引き下げたことも重なり、令和2年度の法人町民税は、前年度から2億8,600万円減の約2億8,300万円、3年度は約3億3千万円となりました。

令和4年度におきましては、コロナ禍からの社会経済活動の回復による燃料需要の高まりなどで燃料価格が高騰する中ではありましたが、企業の業績も持ち直しを見せ、前年度から2億円の増となる約5億3千万円となったところであります。

令和5年度につきましては、原材料価格の高騰や不安定な中東情勢、歴史的な円安下での金

融市場など、予断を許さない状況が続く中、4億円程度の税収を見込んでいるところであります。

次に、法人町民税が町財政に及ぼす影響についてのご質問にお答えいたします。

法人町民税は、この10年間で見ても2億8,300万円から6億7,500万円まで年度によって大きく変動があり、過去におきましては、リーマン・ショック翌年度の平成21年度に1億7,400万円まで大きく落ち込むなど、その時々の方々の景気の動向や社会情勢などに左右されやすいことから、税収の見通しを立てることが難しい税目であります。

一方、製造業を中心とした工業が盛んな当町におきましては、町税の中でも法人町民税の占める割合が高く、法人町民税は、個人町民税や固定資産税と並んで基幹税目の一つとなっており、令和4年度の決算における当町の町税全体に占める法人町民税の割合は19.1%で、県内他市町村の決算資料による手元の集計ではありますが、77市町村の平均値7.7%を大きく上回り、県内では群を抜いて高い状況であります。

また、町全体の歳入のおよそ3分の1を占め、町の財政の根幹をなす町税における法人町民税の割合が高いため、当町の財政構造の特性としましては、町内企業の業績や経済動向に影響を受けやすいことが挙げられます。

町といたしましては、こうした点を踏まえ、さかきテクノセンターやテクノハート坂城協同組合、町商工会など関係機関と連携しての支援により、企業の経営を支えるとともに、財政運営の基本的な方針としましては、日頃からの徹底した経費の節減と効率的・効果的な施策の展開を心がけ、引き続き安定的な行政サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。ちょっと前になりますが、1月31日と2月11日の日本経済新聞には、日本のGDP（国内総生産）ドイツに抜かれ4位に転落と報じました。2010年には中国に2位の座を譲り、今度は3位も明け渡すこととなった。その要因の一つとして、少子高齢化を背景とした人手不足は、日本経済の構造的な課題であるとされている。しかしながら、全て悲観的にならず、官と民の力を合わせて工業の町坂城町から改めて3位奪還への道を切り開きたいものであります。

2. 大学との連携協定について

次に、大学との連携協定について質問をいたします。3月24日付の日本経済新聞によると、国内の大学が2024年度から4年間で理系学部の入学定員を1万1千人増やすことがわかったと報じました。文部科学省が大学の申請を承認したとのことでした。

内訳といたしまして、今回の申請は106校が承認され、デジタルや環境分野の人材を育成し、国際競争力を高めることを目指し、第2回目の公募は今年の夏に選定するとのことでした。

そのような状況下、イ．現在協定を締結している大学について。

- 1、大学名、締結年月、現在の活動内容について。
- 2、連携の成果は。
- 3、今後の展開はどのように考えているのか。また、次なる連携の考えは。

以上の質問について答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま宮入議員さんから2番目の質問としまして、大学との連携協定について、また、イとして協定を締結する大学についてのご質問をいただきました。順次お答えしいと思っております。

行政課題ですとか、ニーズが多様化する中、高度化する中で、当町におきましては、様々な専門的知見や特色、強みを持つ大学と連携することで、地域課題の解決を図り、地域の活性化や産業の振興、教育の向上や人材育成につなげるとともに、大学の研究室との研究開発や学生のインターンシップ、地域イベントへの参画など、地域と大学とのつながりを大切に、現在、信州大学、長野大学、埼玉工業大学、金沢工業大学の四つの大学と連携・協働等に関する協定を締結し、各種連携事業を実施しているところであります。

ご質問の各大学との連携協定についての締結年月と活動内容、連携の成果であります。当町と最初に連携協定を締結したのは信州大学繊維学部で、ものづくりの町の産業振興、学術研究、教育及び人材育成、環境保全、インターンシップなどの分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的に、平成18年4月に協定を締結いたしました。

その後、平成28年3月には繊維学部のみならず、全学部との包括協定を締結し、まちづくり、地域活性化、移住定住及び就職支援に関することなどを連携事項に加え、事業を展開してきたところであります。

企業の経営者・技術者を対象とした研究成果や技術シーズ等を紹介するセミナーの開催などにより、新たな技術等を知る機会を設けるとともに、研究開発などのきっかけにもつなげるなど、地域における産業振興と活性化の有効的な取組の一つとなっております。

次に、長野大学とは、平成28年（同日「平成18年」に訂正あり）10月に連携協定を締結し、まちづくりや地域活動、生涯学習、国際交流、インターンシップや現地学習に関することのほか、健康・福祉、教育、環境、観光、情報、経営、産業など幅広い分野で相互に連携し、大学における知的資源及び研究成果等を生かす中で、まちづくりや地域の活性化に向けて、事業に取り組んでおります。

また、町の最上位計画であります長期総合計画をはじめ、まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設等総合管理計画など、町の根幹となる行政計画の策定においては、専門的な立場から参画いただいているほか、ふれあい大学の長野大学坂城町講座におきましては、生涯学習や教育支援の機会をいただくなど、新たな知識等を得る機会、地域における交流の機会として、

実施していただいております。

続いて、埼玉工業大学とは、さかきテクノセンターを含めた3者により、平成22年2月に連携協定を締結しており、産業技術の振興、坂城高校との連携支援、教育・人材育成及び情報、生涯学習、学術研究、インターンシップに関することについて、連携した取組を進めております。

また、未来の技術者を育てる取組として、坂城中学校や坂城高校への出前授業のほか、坂城高校の生徒を対象とした大学の体験授業や、学園祭等のイベントに参加する交流活動も行っております。

特に、産業振興に関する取組では、町内企業の技術者の確保及び育成や、産学官連携による新技術開発等に向けた交流事業の実施など、町内企業のニーズに合わせた取組も進めているところであります。

今、申し上げました3者と、それぞれ学校の有している特色に合わせまして締結してきたわけではありますが、私はそれ以外にももう少し実践的な研究開発をしている大学との連携ができないかなというふうに思いまして、かねてよりお付き合いいただいております金沢工業大学の石川先生、当時は学長ですが、今は名誉学長ですが、ご相談しましたところ、快く受け入れていただいたというところでございます。

この金沢工業大学との連携につきましては、町と大学、さかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合の4者により、平成27年6月に連携協定を締結し、ものづくりのまちの振興、研究開発、教育及び人材育成、インターンシップに関することについて、4者がそれぞれの役割を担いながら、次代を担う人材の育成及び確保と、地域産業の活性化を支援する研究開発等の交流を促進しており、企業の経営者や技術者を対象とした大学の研究成果、技術シーズ及び企業マネジメント等を紹介するセミナーの開催など、町内企業の技術進化や高度化、新分野への進出などにつながる有効な機会となっております。

また、金沢工業大学が進める、若手社員の教育機会と学生が進路選択をするための機会とすることを目的に、企業が学生を従業員として受け入れ、実際の業務に長時間従事させるコーオペ教育プログラムにつきまして、本年度、町内企業での実施が予定されており、こういった事業の展開により、町内企業との共同研究や新製品の開発、技術力の向上にもつながるものと考えております。

また、金沢工業大学さんとは、日本刀の研究に関する連携では、令和4年度から大学における日本刀VR、バーチャルリアリティーですが、日本刀VR鑑賞システム制作に協力し、昨年8月には「日本刀VRシステム体験&講演会」を鉄の展示館で実施いたしました。

刀匠の町、ものづくりの町として、坂城町を広く認知いただく機会となり、多くの方に日本刀とDXの融合を体感いただけたものと考えております。

このように、各大学の特色を生かしつつ、地域課題やニーズに応じた各種連携事業を展開しておりますが、各大学に共通した取組として、町内企業から大きな期待を寄せられている人材確保事業につきましては、町内企業見学会やインターンシップ、大学就職担当者との情報交換会などを定期的に行っており、町内企業が優秀な人材を確保し、また、学生の就職支援が図られ、毎年町内企業への就職につながっているところであります。

続きまして、今後の展開と次なる連携のご質問ですけれども、連携協定を締結しているそれぞれの大学とは、毎年、連携協議会を開催しており、事業内容の確認とその検証を行うとともに、翌年度の計画について協議・検討を行い、各年度において必要とする連携事業を実施することとしております。

今後の連携事業につきましても、引き続き、まちづくりや地域活動、生涯学習、教育、環境、産業等について、様々な有効的・効果的な事業を実施する中で、地域社会・地域産業の活性化などを図るとともに、実施事業の精査・検証等を十分に行い、相互の連携を強化し、事業を展開してまいりたいと考えております。

また、地域社会に存在する多種多様な課題や地域企業のニーズ等は、さらなる増加や変化などが見込まれることから、その時々状況に応じて適切な対応をするため、新たな連携も視野に入れながら事業を推進してまいりたいと考えております。

すみません、長野大学との連携を私は平成28年と申し上げましたが、平成18年でございます。訂正いたします。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。県内の大学においても、清泉女学院大学・短期大学が2027年度に農学系学部を新設し、千曲市に新キャンパスを設ける構想を進めていると、3月16日付にて報じました。また、2月29日付にて、上田市の上田女子短期大学は、2025年4月に男女共学にし、名称も上田短期大学にすると発表しました。これにより、県内の女子短期大学はなくなることとなります。いずれも信濃毎日新聞の記事によります。

各大学も少子化が進む中で、生き残りをかけた取組が活発化しております。坂城町においても、大学との連携によりさらなる活性化を図っていただきたいと思います。

次に、3. 安全な町「坂城町」について質問いたします。

かねてより建設が進んでおりました国道18号線から町道A09号線までの主要地方道坂城インター線の工事が、事業着手から9年の年月を経て、3月25日に供用が開始となりました。このことから、テクノさかき工業団地と高速道路が直結しました。また、将来的には都市計画道路坂都5号線として千曲川を渡り、国道18号バイパスとも直結する構想とのことであります。

以上のことから、イ. インター線開通後の状況について。

地域住民より交通量の増加に加え、町道A09号線も含めてスピードを出す車が増え、危険度が増したとする声が寄せられております。このことから、1、周辺の道路状況の変化等による町民からの声について、町としての対応は。

口といたしまして、町道の点検と点検結果の対応について。

次に、町道の点検、点検結果の対応についてお聞きします。町道と言っても様々な幅員、延長の道路があり、なかなか全てを一斉に点検したり、補修したりすることは困難なことかと思えます。

しかし、特に主要幹線から一步中に入った道路において、目が届かないところもあることなどから、傷んでいる箇所が見受けられることもあり、高齢者などによるつまずき、転倒などといった声をお聞きすることがあります。そのようなことを踏まえて、2点お聞きします。

1、主要幹線から中に入った町道の計画的な点検の実施について。

2、点検結果に基づく修繕計画について。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

建設課長（堀内君） 3. 安全な町「坂城町」についてのご質問に順次お答えいたします。

最初に、イ. インター線開通後の状況についてであります。坂城インター線につきましては、平成10年、1998年の長野オリンピックの開催に合わせ整備が行われ、長野県が事業主体として主要地方道坂城インター線として、平成5年に坂城インターチェンジから国道18号までの約1.5キロメートルが開通いたしました。

町では、国道18号までの坂城インター線開通後も、町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大、雇用創出による地域経済の活性化、しなの鉄道テクノさかき駅への利便性の向上、また町内への移住・定住の促進などにもつながるよう、千曲川を渡り国道18号バイパスへ接続する坂城インター線の延伸を重点施策として位置づけ、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会を組織し、町一丸で県・国への要望活動を継続的に行ってまいりました。

こうした継続的な要望活動の成果により、平成27年度に国道18号から約400メートルの区間について、県が事業主体となる国の交付金事業として事業着手となり、9年の年月をかけ本年3月25日に坂城インター線が延伸されました。

坂城インター線の延伸後の状況につきましては、近隣企業の皆さんをはじめ、地域の皆さんからも、坂城インターチェンジへのアクセスがよくなり便利になった、道路が広くなり通行しやすくなったなどのご意見をいただく一方で、交通量が増えたことにより、交通事故を心配するご意見もいただいている状況であります。

そうした中、延伸後の交通量の増加や、交通の流れの変化を想定する中で、町では令和4年度に完成し、坂城インター線と接続する町道A09号線と谷川と並行する町道0309号線との交差点の安全対策につきまして、昨年11月に交通規制を管轄する千曲警察署交通課へ相談

したことを皮切りに、町及び警察合同による現地確認や、千曲警察署交通課による通勤時間帯の交通量や交通の流れなどの状況確認を行っていただく中、これまでに幾度となく協議を重ねているところでございます。

現時点において、千曲警察署公安委員会から交差点部の安全対策方針についての連絡はいただいていない状況ではありますが、交差点に接続する歩車道の道路幅員や今までの交通の流れを踏まえ、町道A09号線への交差点手前に停止指導線を新たに設置するとともに、谷川と並行する町道0309号線を優先道路として目視できるよう、交差点内へセンターラインを設置し、交差点に接続する道路の優先順位が明確となるよう、千曲警察署交通課の指導の下、道路管理者といたしまして、今できる安全対策を実施したところでございます。

また、将来的に坂城インター線が千曲川を渡り国道18号バイパスへ接続されますと、坂城インターチェンジへのアクセスがさらに向上し、広域道路としての交通量や交通体系、物流ネットワークの機能が高まり、町の様子も大きくさま変わりすることが想定されます。

一方では、さらなる交通量の増加も見込まれることから、より安心安全な道路環境となるよう、日頃から国・県と警察署と情報を共有し、道路の安全管理、安全対策を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロ. 町道の点検と点検結果の対応についてお答えいたします。

当町の町道につきましては、令和6年3月末現在、1級町道が9路線、約21キロメートル、2級町道が40路線、約27キロメートル、その他町道が約219キロメートルで、総延長約267キロメートルについて、管理を行っております。

日頃の町道の点検につきましては、定期的な町内巡視による道路パトロールのほか、各地区区長さんや町民の皆さんからも道路の損傷に関する情報をいただくこともあります。

また、職務で現場等に行った際に、損傷箇所を発見した場合には、迅速に応急修繕を実施できるよう、建設課各係所有の公用車には、常に道路補修材を積載し、速やかに道路補修を行っている状況でございます。

なお、舗装道路面の損傷につきましては、舗装の劣化や交通量の増加など様々な要因がありますが、アスファルト舗装の穴などの損傷は、降雨や降雪の後に発生しやすい傾向であるため、主要幹線町道を中心に降雨、降雪後には重点的に点検を行うとともに、過去の点検結果や補修履歴などに基づき損傷頻度の高い箇所を把握、整理しており、損傷箇所が発見された場合は、その都度速やかに対応できるよう努めているところであります。

また、平成29年度に締結をした安心・安全に暮らせる地域社会づくりのため、郵便局と坂城町における協力に関する協定により、郵便局様からの道路の亀裂、陥没などの情報をいただくことができ、ご質問にありますような主要幹線から一歩中に入った比較的交通量の少ない町道につきましても、より細やかな対応ができるようになってきているところでございます。

次に、点検結果に基づく修繕計画についてであります。比較的小さな道路損傷につきましては、これまでにお答えしたとおり、損傷箇所の発見後、速やかに補修を行うことで早期に安全な交通の確保を図っており、損傷の規模や程度によっては加熱アスファルトによる舗装修繕も随時実施している状況でございます。

また、平成26年度に実施しました道路ストック総点検による主要29路線につきましては、路面性状調査の調査結果に基づき、舗装長寿命化修繕計画を策定し、計画的に舗装修繕工事を行っているところであります。

修繕計画に基づく工事につきましては、これまで国の交付金事業を活用し、鼠橋右岸からしなの鉄道間の町道A05号線約190メートルや、田町十王堂信号交差点から坂城高校下までの町道A03号線約280メートルなどについて実施しており、平成27年度からは町道A01号線について、文化センター北側交差点から坂城方面に向けての舗装修繕工事を毎年継続して行い、現在まで約900メートルが完了し、本年度以降も引き続き実施していく予定であります。

今後の町道の点検及び修繕対応につきましては、これまでと同様に定期的な道路パトロールを行うほか、地域の皆様などからの情報提供をいただく中で、国の交付金事業による舗装修繕工事を有効的に組み合わせ、より広域的かつ迅速な対応を行うことで、安心・安全な道路の確保に努めてまいりたいと考えております。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。これからは、特に高齢化社会を意識した段差、へこみなどによるシニアカーや歩行者の転倒防止を図りまして、安全な町坂城町を構築していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします

（休憩 午前 9時55分～再開 午前10時05分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖議員の発言を許します。

7番（中村君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

初めに、昨年4月、町議会議員選挙で当選させていただいて、早くも1年がたちました。実施された議会一般質問4回の中で、9月議会で行った坂城町寝たきり老人等訪問理美容サービス利用券交付事業では、11年ぶりに見直され、年間の利用券で1回1,500円であったものが、この4月以降、倍額の1回3千円、年間1万2千円になりました。

また、12月議会で取り上げたがん患者の方の就労や社会参加などを支援するため、治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具などの購入費用の一部を助成するアピアラン

スケアでは、購入額の2分の1、上限2万円まで助成されることが決まりました。山村町長をはじめ町関係者の皆様に感謝を申し上げます。これからも町民皆様方のご意見、ご要望をお聞きしながら町政にお届けし、少しでも前に進められるよう努力してまいります決意です。

今回、大きな項目として2点質問をさせていただきます。1点目は、町民の健康対応についてです。イ. 本町で実施されている「予防接種」について、ロ. 町内の小・中学校「健康診断」について順次質問を行います。

最近は、常時を取り戻しつつありますが、数年前から世界的に猛威を振るってきた新型コロナウイルスの後遺症など、様々な影響が残っております。特に高齢者に関しましては、そのほかの要因による病気の発生も危惧されているところです。

議会初日、山村町長の開会の挨拶の中で、特定健診、特定保健指導につきましては、各医療保険者において40歳から74歳の加入者に実施するもので、過日発表された令和4年度の保険者ごとの実施状況で、当町の特定保健指導実施率が県内市町村国保の町の中では1位となる過去最高の94.8%とのお話がありました。誠に素晴らしい結果だと思います。

そのような中、毎年行われてきております予防接種についても、その位置づけは大変重要なものと思います。また、带状疱疹ワクチンの費用助成ですが、昨年の6月議会の一般質問でも取り上げ、質問をさせていただきました。全国的に費用助成が進む中、長野県内ではまだまだ費用助成に対し、実施に踏み切っている市町村が少ないのが現状でした。

しかし、この4月以降、以前から実施の松本市に加え、新たに塩尻市、安曇野市など3市となり、御代田町など4町、生坂村など11村を含めて、現在18市町村が予防と費用負担の軽減のため、任意で接種する費用の一部を助成することとなりました。

ここで带状疱疹の症状について、簡単に紹介したいと思います。带状疱疹は、体の一部にぴりぴりとした痛みが現れ、その部分に水膨れを伴う赤い斑点が出現する病気です。水ぼうそうにかかると、治った後もそのウイルスが体の中に潜んでいて、免疫力が落ちたときに発症します。日本人の90%以上が带状疱疹になる可能性があり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

特に50代から発症しやすくなるため、水ぼうそうにかかったことのある方の带状疱疹予防としてワクチン接種の効果が認められており、50歳以上の方は接種可能で接種が推奨されております。

带状疱疹が頭部や顔面に出ると、目や耳の神経が障がいされ、目まい・耳鳴りなどの合併症、重症化すると視力低下や顔面神経痛など重い後遺症が残ることがあります。また、長期に痛みが残ることがあり、带状疱疹後神経痛（PHN）と言われ、50歳以上で带状疱疹になった場合、約2割がこの後遺症になると言われております。そのため、重症化と後遺症を防ぐにはワクチン接種が必要ですが、高額のためなかなか接種に踏み切れない方が多いのが実情です。

さて、昨年実施したここ1年間で带状疱疹ワクチン接種がどのくらい接種されているか、町内の主な医療機関3か所で聞き取り調査をしてみました。その結果、接種された带状疱疹ワクチン患者数は、3医療機関の合計で生ワクチン47名、不活化ワクチン32名の合計79名となり、昨年の合計58名よりも21名、3割以上の増加であります。このほかにも町以外での接種の方もいると思われまますので、実際に受診されている人の数は、これよりも多いことが想像されます。しかし、接種費用が高額であるため、接種に踏み切れない方がこの数倍以上いると想像されます。したがって、費用助成があれば、多くの方々の接種が可能となります。そこで一つ目の質問です。

1. 町民の健康対応について、イ. 本町で実施されている「予防接種」について、3点お伺いします。

1、本町で実施されている成人予防接種、インフルエンザ、肺炎球菌の過去3年間の接種率推移は。

2、予防接種率を上げるための今後の取組は。

3、今年度に入り带状疱疹ワクチンについて、県内の市町村で接種費用の助成をする自治体が増えている。また、町内の医療機関の受診者数も増加傾向であることから、带状疱疹ワクチンの費用助成が必要と思うが、町の考えは。

以上の3点について答弁をお願いします。

次に、円滑な健康診断実施のための環境整備の推進についてです。学校においては、児童生徒等が学校生活を送るのに支障がないか、疾病をスクリーニングし健康状態を把握するため、学校保健安全法第13条により義務づけられている健康診断を毎年4月から6月に実施している。

近年、学校での健康診断をめぐっては、教育委員会に聴診器が胸にあたって不快な思いをした、なぜ肌を見せなければならないのかなどの意見が児童生徒から寄せられ、上半身裸で待機することや、異性の教員が立ち会うことなどに懸念の声が上がっている。

文部科学省は、正確な診断に支障のない範囲で、原則上半身裸でなく体操着等で体を覆うなど、子どもたちのプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うよう、令和6年1月22日付で全国の学校に具体的な取組を通知。

通知内容では、1、健康診断の服装等について、今まで特に定めがなく、地域や学校で運用が異なっていたため、正確な検査や診察に支障がない範囲で、原則上半身裸でなく体操着やタオルで体を覆い、配慮するよう求めた。

2、検査や診察の際は、囲いなどで個別スペースを作り、他の子どもから見えないようにし、原則、子どもと同性の教職員が立ち会うことなどを例示した。

3、一方、診察では、成長段階で多く見られる背骨の病気、背中を直接見たり、心臓の異常

の有無の確認のため、直接聴診器をあてたりすることがあると例示し、体操着や下着などをめくって診察する場合や、聴診器をあてる場合があることを学校が事前に子どもや保護者に説明するよう求めた。

文部科学省は、自治体に対して地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し、周知するよう求め、日本医師会にも今回の通知内容の周知を依頼した。

この中で取組のポイントは、正確な検査や診察に支障がない範囲で児童生徒のプライバシーや人権に十分な配慮を行い、児童生徒が安心して受けられる健康診断に取り組むことです。すなわち、服装については、正確な検査や診察に支障のない範囲で、原則上半身裸でなく体操着やタオルで体を覆う。場所は、検査や診察の際は、囲いなどで個別スペースを作り、他の子どもから体が見えないようにし、原則子どもと同性の教職員が立ち会う。周知について、疾病の発見のため、体操着や下着をめくって診察する場合や、聴診器をあてる場合があることを学校が事前に子どもや保護者に説明する。

そこで、二つ目の質問です。ロ、町内の小・中学校「健康診断」について、3点お伺いします。

1、現在の小中学校における健康診断の内容と実施状況は。

2、今回の文部科学省の通知について、小中学校に周知したのか。

3、通知の別紙で自治体に対して地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し、周知するよう求めている。医師会と健康診断についての実施方法の協議状況は。

以上、3点についてお伺いします。

町長（山村君） ただいま中村議員さんから、1としまして、町民の健康対応についてご質問がありました。私からは、イの本町で実施されている「予防接種」についてのご質問にお答えしまして、ロの町内の小・中学校「健康診断」については担当課長から答弁いたします。

少子高齢化社会の進行に伴う社会保障費の増大や、生産年齢人口の減少、ひとり暮らし高齢者の増加など、近年の社会環境や生活環境が大きく変化する中、健康に関する課題も多様化してきております。

そうした中、町では、令和3年度からの10年間を計画期間とする第三次坂城町健康づくり計画「すこやかさかき21」を策定し、健康で生き生きと暮らせるまちづくりに向け、疾病予防と健康増進、介護予防など、健康寿命の延伸を基本目標に掲げ、健康増進の総合的な推進を図っているところであります。

主な取組といたしましては、健康診査による健康状態のチェックや生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防、がん検診等を通じた疾病の早期発見と医療機関の受診を促すなどのほか、疾病の未然防止にも効果がある予防接種も重要な取組の一つと考えております。

この予防接種につきましては、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするためにワクチ

ンを接種するもので、自らが病気にかかりにくくなるだけでなく、社会全体でも流行を防ぐ効果があり、予防接種法に基づく定期接種は、接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められております。

また、この定期接種は、A類疾病とB類疾病に区分されており、A類疾病は集団予防が目的とされ、接種対象となる疾病の感染力や重篤性が大きいことから、蔓延防止に比重を置き、対象者本人が接種を希望する場合に実施されるもので、接種について努力義務が課せられております。

ご質問のインフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症につきましては、いずれもB類疾病に含まれているもので、B類疾病につきましては、個人予防を目的としており、個人の発病またはその重症化を防止し、本人の希望により接種するものでありますが、接種の努力義務は課せられておりません。

予防接種法に基づくインフルエンザにつきましては、定期接種の対象となるのは、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓等に一定程度の障がいがある方で、接種は毎年度1回行うこととされ、町では10月から翌年1月までの4か月間を接種期間として実施しており、発病予防や、発病後の重症化予防に一定の効果があるとされております。

町のインフルエンザ予防接種の過去3年間の接種率の推移ではありますが、令和3年度は64.5%、4年度は63.9%、5年度は63.8%で接種率に大きな増減はない状況であります。

次に、高齢者の肺炎球菌感染症についてではありますが、定期接種の対象となるのは、65歳の方及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓等に一定程度の障がいがある方に対する1回のみで、対象年度の4月から翌年3月までの1年間が接種期間であり、接種により肺炎球菌による肺炎の重症化のリスクを軽減させる効果があるとされております。

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の過去3年間の接種率の推移ではありますが、令和3年度は24.0%、4年度は28.3%、5年度は26.1%であります。

なお、定期接種となった平成26年度から令和5年度までの10年間は、65歳の方だけでなく、特例として70歳以上で5歳刻みの節目年齢の方も対象とされていたことから、令和5年度までに65歳以上の約6割の方が接種済みとなっております。

続きまして、予防接種率を上げるための取組についてではありますが、インフルエンザ予防接種につきましては新たな対象者に、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種につきましては対象者に対して、それぞれ個別に案内通知を送付し、確実な周知を行うとともに、「広報さかき」の保健センターだよりへの掲載や、町のホームページにおいて広く周知を図っており、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種については、未接種の方が年度内に接種するよう接種勧奨の記事も掲載しているところであります。

今後につきましても、こうした取組を継続し、対象となる方にわかりやすい記事の掲載やホームページにより周知を図り、接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお答えいたします。

带状疱疹は、先ほどもお話がありましたけれども、水膨れを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、免疫が低下した際に発症すると言われており、多くは50歳以降に発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われています。治療が遅れた場合など、重症化すると、治療後も長期間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる場合もあります。

带状疱疹ワクチンにつきましては、50歳以上の方を対象として、生ワクチンの弱毒性水痘ワクチンビケンと不活化ワクチンのシングリックスの2種類のワクチンが承認されております。

それぞれのワクチンの違いについて申し上げますと、まず、弱毒性水痘ワクチンビケンは、病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて病原性をなくした生ワクチンで、接種回数は1回、接種費用は8千円程度、発症予防効果は50%程度で、効果は5年程度持続されるとされています。

主な副反応としましては、5%程度の方に注射部位の痛みや腫れ、発熱などが現れるとされ、妊娠中の方や免疫を抑える治療をされている方は接種を受けることができないとされています。

また、シングリックスは、病原体となるウイルスや細菌の感染能力を失わせたものを原材料として作られる不活化ワクチンで、接種回数は2回、接種費用は1回につき2万円程度、発症予防効果は90%以上で、効果は10年程度持続するとされており、主な副反応といたしましては、10%以上の方に注射部位の痛みや腫れ、吐き気、筋肉痛、頭痛、発熱等が現れるとされています。

こうしたことから、弱毒性水痘ワクチンビケンは、接種費用が安価で副反応は少なめであるものの、発症予防効果が低く、効果持続期間が短いことが特徴であり、一方のシングリックスは、発症予防効果が高く、効果持続期間は長いですが、接種費用が高く、副反応は多めであるといった特徴が挙げられます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、国の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において、公費負担となる定期接種化が継続審議事項とされておりますが、現状では予防接種法上の位置づけのない任意接種となるため、接種費用は全額自己負担となります。

带状疱疹ワクチンの予防接種に対する、自治体の公費助成の導入状況といたしましては、今年度、全国では約3分の1にあたる635市区町村で助成を行っており、県内では、先ほどお話がありましたように、18の市町村で助成が開始されております。

こうした状況を踏まえまして、町といたしましても、带状疱疹の発病率を低減させ、重症化

を予防するワクチン接種につきまして、引き続き国や県の動向を注視する中で、この助成の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） ロ．町内の小・中学校「健康診断」についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、学校における健康診断につきましては、学校教育法及び学校保健安全法や、文部科学省の健康診断マニュアルに基づき、児童生徒の健康状態を把握し、必要な医療が受けられるよう、毎年度定期的実施することが義務づけられております。

ご質問の現在の小・中学校における健康診断の内容と実施状況についてであります。町内または近隣の医師を学校医や学校歯科医等に委嘱して診察を行っている学校の定期健康診断は、学校保健安全法施行規則にも定められている身長・体重や、視力・聴力、心臓疾患や尿などの検査を実施しており、心電図や尿、血液検査の結果は、外部機関に委託をし診断を行っているところであります。

また、定期の健康診断とは別に、子どもたちの将来的な肥満や生活習慣病の予防を図るために、血圧測定やコレステロール検査を実施しており、さらに今年度からは、新たに中性脂肪、ヘモグロビンA1cの検査を実施してまいります。

この検査において、疾病リスクが高いと診断された児童生徒で、個別相談を希望する児童生徒には、町保健センターの栄養士等により相談・指導を行い疾病リスクの低減を図っているところでございます。

次に、文部科学省の通知の周知についてのご質問ですが、今年1月、文部科学省から児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した、健康診断実施のための環境整備についてとする、プライバシーに配慮した健康診断の実施体制や、環境整備の考え方についての通知が発出され、町教育委員会では、通知の内容につきまして、各小中学校に対して周知したところでございます。

今回発出されました通知の内容といたしましては、先ほど中村議員さんからもありましたが、検査・診察を行う際の対応として、男女別の検査の実施、個別スペースの確保、検査に立ち会う教職員を同性とすること、待機人数を最小限とし、他の児童生徒に検査結果を知られないよう注意すること、待機時に体操服やタオルで体を隠せるように工夫することなどが示されておりますが、町内小中学校のこれらの対応といたしましては、今回の通知の以前から、おおむね通知の内容に沿った対応を取っているところであります。

また、検査・診察時の服装に関する対応といたしましては、正確な検査・診察が確保された上で、原則、体操服や下着等の着衣、またはタオル等により体を覆う、必要に応じて医師が着衣をめくり、また着衣の下から聴診器を使用する必要があることを児童生徒や保護者に説明することとされております。

この通知を受け、各小学校では、学校医と協議の上、シャツ等を着衣した状態で診察を行う

よう対応の見直しを行いました。中学校におきましては、以前から体操着での診察を実施するとともに、保健だよりにおいて保護者に通知し、不都合があれば申し出るよう説明を行っているところであります。

このほか、今回の通知では、配慮を要する児童生徒に対しては、個別の対応を行うこととされておりますが、各校とも、以前より配慮を要する場合は、他の児童生徒と日にちや時間をずらすなど個別に対応をしておるところでございます。

次に、医師会との協議事項についてのご質問でございますが、今回の通知につきましては、県教育委員会から地域医師会に対し周知が図られており、今年度につきましては、各校において、担当の学校医等と打合せをした上で、学校ごとの対応とすることを決定したところでございます。

しかしながら、今回の通知を踏まえ学校医等と事前に打合せを行った際、学校医から、着衣での診察では正確な診断ができるか不安があるとの意見がありましたので、今年度の健康診断の状況や、学校医等の見解も踏まえて、診断の正確性の確保と児童生徒のプライバシーのバランスを考慮する中で、今後、必要に応じて町内小中学校の学校医等と検討してまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、本町で実施されている予防接種について、町長より答弁をいただきました。今後、成人の皆様の予防接種の受診率がますます向上され、健康な状態で過ごされることを望むところです。

一方、帯状疱疹ワクチン費用助成ですが、なかなか進まないんですが、前向きに検討いただきたいと。それから、できるだけ早い時期の実施をお願いしたいと思います。

また、ロ、町内の小・中学校「健康診断」について、担当課長より説明をいただきました。今後、学校での健康診断については、プライバシーや人権等への十分な配慮、並びにどのような環境であれば安心して健康診断を受けることができるのか、当事者である児童生徒の声をぜひ調査していただきたいと思います。

次に、防災について質問をさせていただきます。

イ、町内用水路についてです。

この5月9日に行われました総務産業常任委員会の閉会中調査では、議長を含め7名全員で町内各所に設置されている用水路等の水門施設の現地調査を行いました。初めに、水門の概要説明について担当課より説明を受けた後、町内各所に設置されている水門である前田川放流ゲートをはじめ、前河原待井水門までの5か所を回り、設置状況や実際に水門を作動させての稼働確認などを行いました。

特に集中豪雨や台風災害の危険が高まってきている中、現状の確認及び今後の対策等に変な勉強になりました。また、記憶に新しい昨年8月の豪雨で溢水した前田川放流ゲートについて

は、現地においてそのときの状況及び対応についての説明がありました。この後、質問の中で、そのときの内容なども含め、維持管理面や今後の対応などを含めた説明をお願いしたいと思います。

さらに、この6月からは梅雨の時期に入り、集中豪雨や線状降水帯による影響で危険な状況が生まれる懸念があり、また、お盆過ぎには台風シーズンにも入っていきます。災害対策で一番重要なのは、自分の身は自分で守るとの自助であることは当然のことではありますが、公助である日頃の監視体制や維持管理なども大変重要であると認識しております。そこで、三つの質問です。

防災について。町内用水路について、以下の3点質問を行います。

- 1、近年増加している台風災害や集中豪雨などに対する用水路の対応は。
- 2、現段階における用水路の水門自動化の状況は。
- 3、今後の対策について、本町の考えは。

以上、3点について答弁を求めます。

商工農林課長（北村君） 防災について、イの町内用水路についてのご質問に順次お答えいたします。

近年、地球温暖化や気候変動の影響により、台風の大型化やゲリラ豪雨の頻発化・激甚化により、これまで体験したことのないような集中豪雨が日本各地で発生する中、当町におきましても、昨年8月に発生しました集中豪雨の際は、役場の雨量計において、時間雨量最大61.5ミリを観測するなど、短時間に大量の雨量を観測し、立町区周辺の前田川では、停電により水門が作動しなかったことも重なり、河川が溢水し、床上・床下浸水の被害が発生いたしました。

町ではこれを踏まえ、前田川の放流ゲートに非常用電源装置を設置し、停電時でもゲートが作動するように水門の改修を進めております。また、今後、自動化の整備を行う水門につきましても可能な限り非常用電源装置を採用し、停電時の作動も考慮してまいります。

ご質問の台風や集中豪雨に対する用水路の対応につきまして、現在の農業用水路は、本来の農地に安定的に農業用水を供給する農業生産としての機能だけではなく、大雨時は増水した河川からの流入や周辺住宅地等からの雨水を受け入れるなど、多面的な役割も果たしています。

町内の幹線用水路にある主要な水門には、用水路を管理する土地改良区や用水組合などにおいて水門管理者を配置しており、台風の接近など大雨が予想される際には、水門管理者により事前に排水操作を行い増水に備える一方、突発的な集中豪雨の際にも水門管理者が迅速に各水門を見回り、排水操作を行うことにより、増水した用水路から周辺への溢水被害防止に努めているところであります。

また、町では昨年、河川や用水路11か所に水位監視装置を設置し、そのデータによりいち

早く危険な箇所を把握し、土地改良区や用水組合などと協力して水門管理を徹底するだけでなく、溢水被害が発生するおそれがある場合には消防団にも協力を要請し、排水作業や土のう積みを行うなどの対策を行っております。

次に、現段階における用水路の水門自動化の状況につきましてお答えいたします。既に自動化システムが整備され運用している水門は、立町区にあります前田川放流ゲートと、網掛区の六ヶ郷用水にあります表樋と払樋の2か所であります。

前田川排水ゲートにつきましては、増水時に隣接して設置してあります水位計により、上昇した水位を自動で感知し排水ゲートを開放して、埴科用水へ放流することにより周辺への溢水被害軽減を図っております。

同様に、六ヶ郷用水の表樋と払樋の自動化につきましても、用水路の増水時に水位計にて上昇した水位を自動で感知し、払樋の水門を開放した後、表樋の水門を閉鎖することにより、雨水を含む用水を全て千曲川へ放流することができ、その結果、六ヶ郷用水に網掛区、上平区周辺での多くの雨水の受入れを可能としております。

一方、現在、自動化を進めている水門は、南条地区の鼠区にあります会地排水門と金井区国道18号西側にあります中之条用水排水門、及びしなの鉄道塚田踏切西側にあります中堰分水門の3か所を町が事業主体となり進めているほか、県営事業にて六ヶ郷用水にあります小網第1水門、第2水門、第3水門、網掛区にあります大夫待井水門、上平区にあります前河原待井水門の5か所の工事を進めております。

運用開始の見込みにつきましては、会地排水門は、来月からの運用を予定しておりますが、その他の水門につきましては、農閑期での施工となるため来年度からの運用を予定しております。

続きまして、今後の対策についての考えであります。近年は短期間での局地的な大雨に対する迅速な対応が求められることから、自動化や遠隔化など情報技術を活用した水門管理が効果的であると考えております。

引き続き町内の防災上重要な水門の自動化を進めるとともに、大雨等の際に、個々の水門のリアルタイム画像により、増水の状況及び水門の開閉状況を確認する中で、状況に応じて水門操作を遠方より行う遠隔化についても研究し、効率的かつ効果的な水門管理を目指していきたいと考えております。

今後も町と地域が連携を図りながら対策を進め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

7番（中村君） ただいまは、町内用水路について担当課長より答弁をいただきました。町内を流れる大きな河川等については、国・県等の管理になっており、維持管理面を含め、その対応については難しいところが多いと思われ。しかし、今回質問いたしました用水路等は町の

管理のものが多く、日常の点検・管理が大変に重要です。災害から町民の命を守る意味からも、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今回質問いたしました予防接種、学校での健康診断並びに用水路における災害対策全てにおいて共通して言えることは、当事者に寄り添った考えに立つことが重要です。

近年の豪雨災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すことが望まれます。

一方、日本列島は、この夏も猛暑に襲われそうです。気象庁が発表した最新の3か月予報では、6月から8月の平均気温は全国的に高く、特に8月は暑さが厳しくなると予想。気象条件次第では、観測史上で最も暑かった昨年に匹敵する災害級の暑さとなる可能性が高い。気象庁は、猛暑の一因としてラニーニャ現象の影響を挙げる。日本気象協会は、早めの熱中症対策として、エアコンの点検や体を暑さに慣れさせる暑熱順化、すなわち軽い運動や入浴など、約2時間程度意識的に汗をかくことで体が暑さに適応するようになる、を呼びかけております。

今後、当町の対策・対応の進展に期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから明日18日までの2日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから明日18日までの2日間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月19日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時48分)